

若松観測局非常用発動発電機点検整備  
仕 様 書

令和 8 年度  
福島地方気象台

## 1. 件名

若松観測局非常用発動発電機点検整備

## 2. 目的

本作業は、非常用電源である発動発電機の機能を保全し、ウィンドプロファイラ機器へ安定した電源供給を維持するために点検調整を実施するものである。

## 3. 履行場所

福島県会津若松市材木町一丁目 9－4 9 局地的気象監視システム若松観測局

## 4. 履行期限

令和 8 年 1 2 月 2 5 日（金）

## 5. 監督

- (1) 発注者が任命する監督職員により、本作業が契約書及び本仕様書等の内容に適合するよう、受注者に対して監督を行う。
- (2) 監督職員は、作業の進捗状況及び提出書類の内容に関して、補足説明や補足資料の提出を受注者に対し要求することができる。その内容及び資料の提出場所について、受注者は監督職員の指示に従うこと。
- (3) 受注者は、本仕様書の内容に疑義が生じた場合には、速やかに監督職員に指示を求めること。この場合、指示が文書によってなされるよう、受注者は監督職員に対し要求することができる。

## 6. 検査

- (1) 本作業終了後、総合的な動作状況について、発注者が任命する検査職員により検査を実施する。
- (2) 検査は、契約書及び本仕様書等に適合するか否か、また、総合的な動作状態の確認により合格または不合格の判定を行うものとする。
- (3) 受注者は検査職員の職務の遂行に協力すること。

## 7. 提出書類

### 7. 1 提出の方法

受注者は下記により提出すること。

- (1) 提出書類は、原則として「サイズはA4判」及び「記述は日本語」とする。
- (2) 提出書類は汎用性の高い形式（Excel、Word、PDF等）の電子ファイルで、原則オンライン（電子メール等）により提出すること。

### 7. 2 提出書類の種類と提出期限

提出書類は、それぞれ指定した期日までに1部監督職員に提出すること。提出期限日数は日本における、土曜日、日曜日及び祝日を含まないものとする。

#### (1) 打合せ議事録

打合せ後 7 日以内に提出すること。

#### (2) 作業工程表

受注者は作業工程表を作成し、契約後 7 日以内に提出し、承認を得ること。

#### (3) 作業従事者名簿

受注者は、作業実施者の名簿を作業開始前に提出し、承認を得ること。また名簿に変更を生じる場合は事前に申し出て承認を得ること。作業従事者名簿の様式は別紙1のとおり。

(4) 作業日報

受注者は、作業内容を記述した作業日報を提出すること。作業日報の様式は別紙2のとおり。

(5) 点検結果報告書

受注者は、別紙3特記仕様書(1)～(14)に記されている点検整備項目について、その点検結果を記載した報告書を提出すること。

(6) 作業写真

受注者は、作業前及び作業中・完了時の状況を写真で記録し、説明文を添付して整理したアルバムを作成し提出すること。

(7) 産業廃棄物管理票（マニフェスト票の写し）

本作業に伴う産業廃棄物（燃料、燃料フィルター、潤滑油、潤滑油フィルター）処理終了後、速やかに監督職員に提出すること。

8. 指示事項

- (1) 受注者は本仕様書を熟知し、これに従うこと。
- (2) 受注者は、本件にかかる作業を実施する前に、監督職員と打ち合わせの上、その指示により作業を実施すること。
- (3) 本作業は、本仕様書によるほか、日本国の法令の規制を受ける事項については、本仕様書に記述されていない場合でもその規則に従うこと。本作業の実施後にこれら規則に抵触することが判明した場合は、受注者の責任において速やかに対策を行うこと。
- (4) 本仕様書に明記されていない場合、または疑義を生じた場合は監督職員と協議すること。但し、軽微なものについては監督職員の指示に従うこと。
- (5) 監督職員は受注者に対し、作業の進捗状況及び提出書類の内容について、補足説明を求め、また補足資料の提出を要求することができる。この場合、受注者は監督職員の指示に従うこと。
- (6) 本作業の施工途上において、既存の施設・機器等に損傷を与えた場合は、受注者の責任において速やかにこれを復旧すること。
- (7) 本作業に必要な機材は、全て受注者が用意すること。
- (8) 本作業に必要な官公署その他の機関への手続きは、遅滞なくこれを行うこと。
- (9) 本作業に関わる現場の管理は、労働基準法・労働安全衛生規則その他の関係法規に従ってこれを行い、作業に従事する労働者、及びその他の者の出入りを監督し、風紀・衛生の取締り、並びに火災・盗難その他の事故防止に努めること。
- (10) 本作業に関わる業務中の災害に対しては、受注者の責任において適切な予防対策を施すこと。万一罹災した場合は、速やかにその詳細を監督職員に報告してその処置について協議し、これを実行すること。
- (11) 本作業の途上、または完成後の検査により、手直し・その他の指示を受けた場合は、これに従って直ちに適切な措置を取ること。
- (12) 廃棄物が発生した場合は受注者の責任において適法に処理すること。

9. 作業内容

別紙3「特記仕様書」のとおり。



作 業 日 報

|                   |                       |          |                      |         |           |          |  |
|-------------------|-----------------------|----------|----------------------|---------|-----------|----------|--|
| 令和    年    月    日 |                       |          | 曜日                   | 天    候  |           |          |  |
| 契約件名              | 若松観測局非常用発動発電機<br>点検整備 |          |                      | 会 社 名 等 |           |          |  |
| 作業時間              | 時    分～    時    分     |          |                      | 作業責任者   |           |          |  |
| 作業場所              | 局地的気象監視シ<br>ステム若松観測局  | 作業<br>人員 | 技術者    名<br>労務者    名 | 工<br>数  | 技術者    人時 | 進捗率<br>% |  |
|                   |                       |          |                      |         | 労務者    人時 |          |  |
| 会社名・所属等           |                       | 氏    名   |                      | 会社名・所属等 |           | 氏    名   |  |
|                   |                       |          |                      |         |           |          |  |
|                   |                       |          |                      |         |           |          |  |
|                   |                       |          |                      |         |           |          |  |
|                   |                       |          |                      |         |           |          |  |
|                   |                       |          |                      |         |           |          |  |
| 作業内容              |                       |          |                      |         |           |          |  |
|                   |                       |          |                      |         |           |          |  |
|                   |                       |          |                      |         |           |          |  |
| 打ち合わせ事項           |                       |          |                      |         |           |          |  |
|                   |                       |          |                      |         |           |          |  |
|                   |                       |          |                      |         |           |          |  |
| 材料等の搬入状況          |                       |          |                      |         |           |          |  |
|                   |                       |          |                      |         |           |          |  |
| 翌日の予定             |                       |          |                      |         |           |          |  |
|                   |                       |          |                      |         |           |          |  |

注 1 用紙の寸法は、日本産業規格A列4とすること。

2 この書式は、適宜変更して差し支えない。この場合、できるだけ上記内容を記載すること。

3 監督職員は、契約担当官へ報告を行う場合、この写しをもって報告書に代えることができる。

## 特 記 仕 様 書

局地的気象監視システム若松観測局用発動発電機（MAS-30SSS）について、以下に示す点検整備（部品交換含）項目について点検調整及び整備を行う。

なお、蓄電池を除き、交換部品については、受注者にて準備すること。

### 【点検整備項目】

#### （１）燃料油の抜き取り及び廃棄処分

- ・油庫内の燃料油を全て抜き取ること。
- ・油庫内の汚水抜きから、汚水を抜くこと。
- ・抜き取った燃料油を運搬し処分すること。
- ・燃料油の抜き取り、運搬、処分は受注者の責任により特別管理産業廃棄物の処理基準にもとづき適法に処置すること。

#### （２）燃料の給油

- ・油庫内に規定最大量（予定量 990ℓ）のディーゼル軽油を給油すること。
- ・発電設備燃料配管の空気を抜くこと。
- ・発電設備内の発動発電機燃料系統の空気を抜くこと。

#### （３）エンジンオイル系統

- ・エンジンオイル、オイルフィルター（オイルエレメント）の交換を行うこと。
- ・オイルパン、オイルクーラ等、オイル漏れがないか点検し、オイルの量を確認すること。
- ・オイルポンプ、給油管の点検を行うこと。
- ・その他、エンジンオイル系統の点検を行うこと。

#### （４）燃料系統

- ・燃料フィルター（燃料エレメント）の交換を行うこと。
- ・各配管、バルブ及び各ポンプの状態を点検し、燃料漏れがないか確認すること。
- ・その他、燃料系統の点検を行うこと。

#### （５）冷却系統

- ・冷却ファンの点検及び清掃を行うこと。
- ・その他、冷却系統の点検を行うこと。

#### （６）吸排気系統

- ・エアクリーナーの清掃を行うこと。

- ・エアー配管の点検を行うこと。
- ・排気管、マフラーの点検を行うこと。
- ・その他、吸排気系統の清掃及び点検を行うこと。

(7) ベルト駆動

- ・ファンVベルトの点検調整を行うこと。

(8) 発電機

- ・運転時の異常音、振動、異臭がしないか点検すること。
- ・その他、発電機関係の点検及び清掃を行うこと。

(9) 始動系統

- ・既存の蓄電池を支給する蓄電池と交換して適切に設置すること。
- ・交換した既存の蓄電池は職員が指示する箇所へ保管すること。
- ・蓄電池を長時間直射日光にさらさないこと。
- ・蓄電池、充電器の外観点検、機能点検すること。
- ・運転始動時の異常音、振動、異臭がしないか点検すること。

(10) エンジン本体

- ・バルブクリアランスの点検を行い、必要に応じて調整すること。
- ・外回りのボルト・ナット等の点検を行い、増し締めを行うこと。
- ・オイル、燃料が漏れていないか確認すること。
- ・排気の状態に異常がないか確認すること。
- ・振動、異音、異臭等の異常がないか確認すること。
- ・防振ゴムの点検を行うこと。
- ・その他、外観に関する点検を行うこと。
- ・錆が発生している箇所があれば、補修（発錆防止処理）すること。

(11) 電装関係

- ・停止ボタン、スタータースイッチ、バッテリースイッチ等電装系の動作状態を確認すること。
- ・その他、電装系に関する点検を行うこと。

(12) 制御盤

- ・機関温度計、回転計、油温計その他計器類の作動点検を行い、メータ値が規定値内であることを確認すること。
- ・錆が発生している箇所があれば、補修（発錆防止処理）すること。
- ・その他、制御盤に関する点検を行うこと。

(13) 燃料タンク

- ・タンクの油量を点検し、水抜きを行うこと。
- ・燃料漏れがないか確認すること。
- ・配管、バルブの状態を確認し、燃料漏れがないか点検すること。
- ・フロートスイッチの点検を行うこと。
- ・架台に錆、腐食、塗装の剥がれ等がないか点検を行うこと。

#### (14) 総合動作試験

- ・全ての点検終了後、発動発電機の実負荷運転を10分以上実施し、周波数及び電圧が規定値であることを確認すること。また、手動・停電自動及び遠隔制御装置による正常な起動運転・停止が行えることを確認すること。

#### 【特記事項】

- ・ラバーホース類、Vベルト、エアクリーナー、スペースヒーター、ヒューズ類その他について、交換の要否及び推奨交換時期を報告すること。
- ・再利用不能なガスケット・パッキン等は交換すること。

別表 発動発電機等の型式及び交換品一覧

|               |                                                           |
|---------------|-----------------------------------------------------------|
| 発動発電機装置形式     | 三井E&Sパワーシステムズ製<br>MAS-30SSS 2021年製 1式                     |
| エンジン（ディーゼル機関） | 三井E&Sパワーシステムズ製 DEUTZ F04L912<br>4サイクル空冷直列形 出力:35KW        |
| 発電機           | C. G. T (STAMFORD) 製 UC. I224G1<br>出力:1φ3W 200/100V 30kVA |
| 油庫            | 990リットル1基 屋外 発電設備別置き形                                     |
| ディーゼル軽油（交換）   | 新規給油量 990リットル                                             |
| エンジンオイル（交換）   | 18リットル F04L912対応品                                         |
| オイルフィルター（交換）  | 1個<br>三井E&Sパワーシステムズ製 F04L912用<br>(型式・品番: 401181917)       |
| 燃料フィルター（交換）   | 1個<br>三井E&Sパワーシステムズ製 F04L912用<br>(型式・品番: 401182001)       |
|               |                                                           |
| ボンネットパッキン（交換） | 000804570 4個                                              |
| 蓄電池（支給品）      | 2個<br>GSユアサ製 REH70-12                                     |